

2019年8月吉日

取引先各位

株式会社 日経 BP
広告担当 斎藤 恵

消費税法改正に伴う広告料金請求に関するご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます
平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年10月からの消費税率引き上げの施行がほぼ確実な状況となりました。

<現行> 消費税率 8% 2019年09月30日まで
<新税率> 消費税率 10% 2019年10月01日から

つきましては、弊社広告料金（一部会員サービスの年会費を除く）について、
以下のとおりにご請求させていただきますのでご了承のほどお願いいたします。

- 1) 2019年09月30日までに掲載を終了するお取引は、現行税率8%を適用
- 2) 2019年10月01日以降に掲載を開始するお取引は、新税率10%を適用
- 3) 2019年09月30日までに掲載を開始し、2019年10月01日以降に掲載を終了する
お取引（9月-10月を跨ぐもの）は、2019年09月30日までの広告料金に対して
現行税率8%を、2019年10月01日以降の広告料金に対して新税率10%を適用

○上記3)についての補足説明

■期間掲載メニュー（※掲載期間を有するオーダー）

10月01日前後の広告料金は、掲載日数に応じた日割り計算を原則とする

Ex. 掲載期間：09/16-10/15（30日間）、広告料金：1,000,000円（税抜）の場合

<9月請求> 500,000円 + 消費税 8% ※期間：09/16-09/30（15日）
<10月請求> 500,000円 + 消費税 10% ※期間：10/01-10/15（15日）

※9月-10月を跨ぐ掲載の請求は、原則は税率ごとに2通（以上）の請求書を発行する。
なお、新税率の適用となる取引については、既に現行税率8%にてお支払い済みの場合や
ご請求済みの場合にも別途新税率との差額分を請求させていただきます。

■成果報酬型メニュー（リード件数保証など）

10月01日前後の広告料金は、成果（役務・サービスの提供）に応じた精算（獲得単価×集客件数、またはリード獲得件数）を原則とする

Ex. 期間：08/28-11/30、広告料金：900,000円（税抜）、獲得単価：10,000円、
9月30日までのリード獲得件数：30件の場合

< 9月請求>9月末までの獲得件数30件×@10,000円=300,000円+消費税8%
<10月請求>広告料金900,000円-9月請求額300,000円=600,000円+消費税10%

※9月-10月を跨ぐ掲載の請求は、原則は税率ごとに2通（以上）の請求書を発行する。
なお、新税率の適用となる取引については、既に現行税率8%にてお支払い済みの場合や
ご請求済みの場合にも別途新税率との差額分を請求させていただきます。

★会員サービス（年会費）の請求について

原則として、サービス終了時点の税率（新税率10%）を全期間（通常1年）に対して遡って適用する。

なお、新税率の適用となる取引については、既に現行税率8%にてお支払い済みの場合や
ご請求済みの場合にも別途新税率との差額分を請求させていただく場合があります。

- ・対象サービス：日経 xTECH Partners（IT・製造）
IT イノベーターズ
日経バイオテック ONLINE パートナーズ ほか

以上、ご不明な点などございましたら下記までお問い合わせをお願いいたします。
今後ともお引き立て賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

【お問い合わせ先】

株式会社 日経 BP 業務管理室 メディア業務部
E-mail：da-ss@nikkeibp.co.jp TEL：03-6811-8030